

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)
別紙資料 1
【Ⅱ.5 提供先追加記載資料】

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書

提供先23	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表145項関係 第147条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	都道府県知事
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表158項関係 第160条(難病の患者に対する医療等に関する法律)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	都道府県知事等
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表161項関係 第163条(生活保護法)
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	都道府県知事
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表164項関係 第166条(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

